

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 24 年 11 月 8 日

審査機関名 株式会社日本スマートエネルギー

### 1. 排出削減事業の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 排出削減事業名         | 溶融炉におけるコークスからバイオマス（ハイブリッドコークス）への切り替えプロジェクト  |
| 排出削減事業者名        | 多治見市  |
| 排出削減共同実施事業者名    | 一般社団法人低炭素投資促進機構   |
| 事業実施場所          | 三の倉センター（岐阜県多治見市三の倉町猪場 37 番地）  |
| 事業の概要           | 清掃センターの溶融処理施設（溶融炉）において、従来副資材（還元剤）として使用されているコークスを木質バイオマスに代替する。カーボンニュートラルな還元剤に代替することで、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する。 |
| 排出削減量の計画        | 2012 年度 976 tCO <sub>2</sub> /年<br>(事業実施期間合計 976 tCO <sub>2</sub> )   |
| 国内クレジット<br>認証期間 | 開始日 2012 年 10 月 15 日<br>終了予定日 2013 年 3 月 31 日   |
| 排出削減方法論         | 方法論番号 012<br>溶融炉におけるコークスからバイオマスへの切り替え   |

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件                       | 審査手続き   |
|--------------------------|---|
| 日本国内で実施されること             | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：三の倉センター</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012年11月1日</p>  |
| 追加性を有すること                | <p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。</p> <p>2) 投資回収年数</p> <p>本事業の投資回収年数計算については、入手した根拠資料、質問および検算により、補助金を除いた純投資額をもとに算出した結果、8.2年であることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>3) 本事業は、投資採算の点からは有利なものではなく従来のコークス利用でも機能的に十分であったが、地方自治体の廃棄物処理施設として従来から進めてきた循環型社会形成の推進策を、木質資源の活用および化石燃料使用の低減により更に進める取組として、また本事業を国内クレジット制度に申請することにより多治見市の先進的な取組を社会に示すことが出来ることも考慮して、本事業を実施する意思決定を行ったことを確認した。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画に参加していないことについては、地方自治体として、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>  |
| 排出削減方法論に基づいて実施されること      | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 012「溶融炉におけるコークスからバイオマスへの切り替え」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 012 溶融炉におけるコークスからバイオマスへの切り替え】</p> <p>適用条件 1 については、還元剤として使用されているコークスをバイオマスに切り替え可能な溶融炉を設置することを、木質チップの貯蔵ヤードや溶融炉への搬送装置</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>等の設備の目視により確認した。</p> <p>適用条件 2 については、バイオマスへ切り替えなかった場合、コークスを継続して利用することを、当施設の本事業での導入設備や全体ごみ処理フローに係る図面の閲覧等により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) 当該事業で使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本事業の排出削減量の 5% に満たないことを、輸送工程の確認、導入された燃料搬送装置の資料の閲覧、検算等により確認した。</p> |
|--|---|

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

・愛知県のリサイクル事業者が製造する、建築廃材等の木質リサイクルにより製造された木質チップを利用していることを、排出削減事業者への質問等により確認した。

以上